

呉市教育委員会会議録
(令和元年12月20日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和元年12月20日定例会

- 1 開催日時 令和元年12月20日(金) 16:00開会
17:17閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 船尾慎
委員 佐々木元
委員 小谷眞喜子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育総務課長 安倍 広志
学校施設課長 森川 英司
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
中央図書館長 沖本 正樹
教育総務課主幹 新谷 剛弘
学校教育課主幹 安部 ほずみ
教育総務課主査 上野 美帆
- 5 傍聴者 2人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第54号 学校施設の建設計画について
 - (4) 教議第55号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について
 - (5) 報告第28号 住民訴訟の結果について
 - (6) 報告第29号 平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について
 - (7) 報告第30号 呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について
 - (8) 報告第31号 令和元年度教育費補正予算について
 - (9) 教議第56号 臨時代理の承認について(令和2年度教育費予算)

(16:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、佐々木委員・小谷委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

上 野 主 査 (令和元年11月28日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8及び日程第9については予算に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第54号 学校施設の建設計画について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第54号「学校施設の建設計画について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 川 課 長 それでは、教議第54号「学校施設の建設計画について」御説明いたしますので、資料1ページをお開きください。

令和2年度から令和4年度までの主な建設事業を表で表しております。

まず、小学校建設事業として横路小学校の校舎建設事業は、来年度仮設校舎など準備工事を行い、令和3年度に旧校舎を解体し、その場所へ令和4年度の完成を目途に校舎を建設するものです。

続きまして、中学校建設事業です。2行目の和庄中学校でございますが、先ほどの横路小学校と同様のスケジュールで仮設校舎の建設、旧校舎の解体、新校舎の建設と実施してまいります。

次に、3行目の東畑中学校でございます。校舎の建設は平成29年度に完成しておりますが、来年度、防球ネットやテニスコートなどの外構工事を実施予定です。

続いて、4行目の安浦中学校建設事業ですが、これは来年度から体育館の建設を行い、令和3年度末までに旧体育館の解体を行います。

次に、義務教育学校建設事業でございます。平成30年7月豪雨災害により被災した天応中学校の仮移転解消方針として、天応小学校敷地に小中一貫教育による呉市初の義務教育学校を建設します。

スケジュールとしては、令和2年度に設計を行い、令和3年度から4年度にかけて特別教室と体育館等を完成させ、令和5年度の開校を目指すものでございます。

なお、5つの事業概要については2ページ以降に添付いたしておりますので参考

にしてください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第3の教議第54号「学校施設の建設計画について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　仮設校舎とはどういう建物ですか。耐震化などの対策はされているのでしょうか。

森 川 課 長 　リースの仮設校舎で、プレハブではありますが、冷暖房も完備しており耐震性も施したものになります。

船 尾 委 員 　安浦地区は昨年、豪雨災害の被害が大きかった地域ですが、水害などの災害にも耐える建物でしょうか。

森 川 課 長 　安浦中学校の体育館については、この度、50cmかさ上げをして体育館を建築する予定にしております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案とおり決めます。

教議第55号 呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 　次に、日程第4の教議第55号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 　それでは、教議第55号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

議案資料を基に説明いたしますので、8ページを御覧ください。

1の改正の趣旨についてでございますが、呉市立呉高等学校における入学者選抜料及び入学金の免除について、広島県の県立高等学校における免除と同様の取扱いをするため、先月、承認していただいた呉市立呉高等学校条例等、所要の規定の整備を進めており、呉市立呉高等学校学則についても同様に整備するものでございます。

次に2の改正の内容を御覧ください。(1)の入学者選抜料及び入学金の免除ですが、入学者選抜料については、災害等のやむを得ない事情により入学者選抜料の支弁が困難になった者について、そのような事象が発生した際に、その都度入学者選抜料の免除要綱を定め、全額免除ができることとします。また、入学金については、令和2年度以後に入学する市町村民税が非課税の家庭の生徒を対象に全額免除ができることとします。

続いて、(2)の実施細則ですが、広島県教育委員会と同様、実施細則を定める者を呉高校の校長から教育長に改めます。

3の施行期日等につきましては、公布の日とし、入学金の免除は、令和2年度以

後に呉高校に入学する者から適用することとなります。

最後に7ページを御覧ください。ただ今御説明しました呉市立呉高等学校学則の改正点を新旧対照表で示しております。表の左側に現行の規則、右側には改正案を示しております。これまで、授業料、学費としていた部分を、授業料に入学者選抜料及び入学金を含めた授業料等と変更し、実施細則を定める者を校長から教育長に変更しております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の教議第55号「呉市立呉高等学校学則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第28号 住民訴訟の結果について

教 育 長 次に、日程第5の報告第28号「住民訴訟の結果について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

安 部 主 幹 それでは、報告第28号「住民訴訟の結果について」御報告いたします。

資料9、10ページを御覧ください。呉市らが被控訴人らとなっている訴訟の判決言渡しが令和元年11月20日に広島高等裁判所において行われ、控訴人らの控訴は、棄却されました。

また、控訴人らが期限までに上告等をしなかったため、呉市らの勝訴の判決が確定しました。

1の事件の概要を御覧ください。本件にかかる控訴人らの訴えは、平成28年度に呉市立中学校で使用する教科書(歴史的分野及び公民的分野)に係る採択の過程で、作成された書類に誤記等が存在していたにもかかわらず、呉市教育委員会が何ら訂正せず、実質的な検討を行っていないなどの違法性があり、これは著しく合理性を欠き、かつ予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵であることから、当該採択に係る教師用教科書等の購入代金の支出は違法であり、また、選定委員の委嘱についても、呉市教科用図書採択に関する規程の恣意的濫用があることから、当該報償費の支出は違法であるとして、被告呉市長は、採択手続時に呉市長であった小村和年に対し、金83万8,358円及び当該遅延損害金を呉市に支払うよう請求することなどを求めたものです。

平成30年10月30日に広島地方裁判所において、第1審判決が言い渡され、呉市らが勝訴いたしました。控訴人らは、この判決を不服として控訴し、令和元年11月20日に、広島高等裁判所において、第2審判決が言い渡され、呉市らが勝訴しました。

その後、控訴人らは、期限までに上告等をしなかったため、呉市らの勝訴の判決が確定いたしました。判決主文については、2にお示ししております。

3の判決の要旨でございますが、広島高等裁判所は控訴人らの各請求について、ほとんど原審の判決を引用する形で(1)から(3)の3点で示されておりますので、御覧ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の報告第28号「住民訴訟の結果について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　教科書採択の事務について、誤記があったというのは事実なので、今後も改善を進め、より良い教科書採択が行われていくよう、調査、研究を重ねていただきたいと思っております。

安 部 主 幹 　今後も教科書採択事務の公正確保に向けて、調査、研究を進めてまいります。
教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第29号 平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 　次に、日程第6の報告第29号「平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

棚 田 課 長 　それでは、報告第29号「平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について」御説明します。

まず、1の暴力行為についてでございます。暴力行為には、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の4つの形態があります。

平成30年度の呉市の暴力行為の発生件数は、小学校では15件、中学校では39件となっております。平成28年度は、小中合わせて69件でしたので、ここ3年間では減少傾向となっております。

これは、校内で未然防止に向けて落ちついた教室環境の整備や生徒の見守り等を行っていることや、暴力行為を起こした生徒に対し、今後のより良い生活について指導がしっかりと行われていることによるものと分析しております。

また、平成26年度から実施しておりますスクールサポーター活用事業につきましては、派遣した学校の暴力行為が約50%減少するといった成果も現れており、今年度も各学校の実態に応じて効果的に派遣しているところでございます。

次に、2のいじめの状況でございます。平成30年度の呉市におけるいじめの認知件数は、小学校216件、中学校65件、合計281件となっております。

いじめにつきましては、平成25年度にいじめ防止対策推進法が制定されたことを受け、平成26年度に呉市においても呉市いじめ防止基本方針や学校いじめ防止基本方針を策定し、これに基づいて、学校が軽微なものからいじめを積極的に認知し指導するようにしております。

具体的には、定期的ないじめアンケートや個人面談の実施及びその後の対応、いじめ相談窓口の設置等により、いじめの早期発見につなげております。

また、今年度は、6月に呉市立小・中・高等学校の生徒指導主事又は生徒指導担

当者を対象として研修会を開催いたしました。生徒指導主事等としての役割の自覚を高めるとともに、各校の生徒指導體制の確立やいじめを始めとする生徒指導上の諸課題に関わる初期対応等について研修し、生徒指導主事等の資質、能力の向上を図っております。

今後も引き続き、教職員による見守り、児童生徒自身にいじめを許さない気持ちを持たせることなど教育相談体制の整備等に取り組んでまいります。

最後に、3の不登校児童生徒の状況でございます。

不登校とは、文部科学省の定義では、年度内に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にある児童生を不登校としております。ただし、病気や経済的理由による欠席は、不登校にはなりません。平成30年度の呉市の不登校児童生徒数は、小学校41人、中学校92人、合計133人となっております。前年度と比較すると、小学校は2人、中学校が18人の減少となっております。

不登校の主な要因といたしましては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題や無気力、不安など情緒的混乱が挙げられます。また、学力の不振も増加傾向にあります。

このような実態を踏まえ、学校は児童生徒の欠席状況に敏感になり、早めに家庭連絡や家庭訪問を行うなど、新たな不登校を生まない体制づくりやスクールカウンセラーの活用、また課題を抱える家庭に対するスクールソーシャルワーカーの派遣による課題解決を継続して実施しております。

また、不登校対策につきましては、現在、阿賀中学校と吉浦中学校が県からの指定を受け、校内の適応指導教室としてスペシャルサポートルームを設け、教室に行けない生徒の支援を行っております。今後、この実践を呉市全体に広げ、不登校の未然防止を含めた取組の充実を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第29号「平成30年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 仮に、いじめがあったら学校はどう対応するかということを伝えるオリエンテーションや指導を、今後もより一層進めていただきたいと思います。

棚田課長 入学時の説明会等で、生徒指導規程を基に説明を行っております。また、いじめ対応マニュアルを示し、相談窓口を各学校に設置している旨の案内も併せて行っております。今後もさらにより良い形で対応に努めてまいります。

船尾委員 不登校については、小学校が41名、中学校が92名と急激に増加しています。このことについては、どのように対応をしているのでしょうか。

棚田課長 適応指導教室やスクールカウンセラー、メンタルフレンドなどを活用しながら、徐々に教室へ通えるように指導を行っております。

小川部長 いじめについては、全ての児童生徒と保護者にアンケート調査を実施したり、個人面談も行っております。その後、アンケートに関しては全て回収し、小さな事でも見逃す事がないよう早期発見に努めております。

不登校については、広島県の指定を受け、スペシャルサポートルームを設置し、

良い結果へつなげるように取組を行っております。

小 谷 委 員 いじめの認知はどのような方法でされるのでしょうか。

棚 田 課 長 アンケートや学級担任の発見、本人、友達及び保護者からの訴えなどで、事実確認し対応をしていく形になります。

小 谷 委 員 中学校になると件数がかなり減少しているのは、学校の指導の成果ということでしょうか。

棚 田 課 長 学校の指導の成果は大きいものと考えております。

佐々木委員 いじめを通報できる体制を、より一層確立していただきたいと思います。

小 川 部 長 相談窓口は複数人で対応しており、話しやすい相談員へ相談できるよう、各学校が工夫しながら取り組んでいるところです。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第30号 呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について

教 育 長 次に、日程第7の報告第30号「呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中 島 参 事 補 それでは、報告第30号「呉市立呉高等学校の令和2年度入学者選抜実施要項について」説明しますので、資料の13ページを御覧ください。

1の選抜の定員、日程等でございますが、例年と同様、選抜Ⅰ、選抜Ⅱについて、資料に記載しておりますとおり行います。

2の令和2年度入学者選抜実施要項の主な変更点でございますが、大きく4点ございます。まず、(1)の様式等の変更ですが、LGBT等で自己の性別を記入することに苦痛を感じる生徒に対する配慮や、中学校及び高等学校の入学者選抜に係る事務の負担軽減を目的として、(1)のアからオに記載しておりますように様式等を変更しました。

次に、(2)の外国人生徒の受検に係る改訂としまして、「帰国生徒等の特別入学に関する選抜」では、これまで、海外在住期間がある日本国籍を有する生徒のみが対象となっておりましたが、新たに外国籍を有する生徒を含めることとしました。

(3)の特別措置に係る改訂ですが、発達障害を理由に特別措置を希望する場合の手続きを要項に追加しました。これは、選抜Ⅱにおいて、特別措置を希望する生徒の手続き方法については、これまで点字検査用紙を必要とする者のみを要項に記載しておりましたが、新たに発達障害を理由に特別措置を希望する者についても記載したものです。

(4)のその他としまして、これまで原本の使用を義務づけていた様式につきまして、必要に応じて様式をコピーして使用できるようにしました。

なお、以上の実施要項につきましては、いずれも、広島県立高等学校の選抜実施要項の変更に準じて変更したものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第7の報告第30号「呉市立呉高等学校の令和2年度入

学者選抜実施要項について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船尾委員 性別欄を削除するということですが、入学してからも性別を区別しないということでしょうか。

中島参事補 入学願書には性別を記入しないという県の対応に準じて、呉高等学校も対応を変更しますが、その後は実態に基づいて特別にスクールカウンセラーなどが対応したりすることで、その生徒への配慮を行っていきます。

佐々木委員 生徒本人がどのようにありたいかが重要なので、本人や保護者と連携をとっていただき、入学後の対応をしっかりとっていただくようお願いします。

教育長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。傍聴者の方は誠に申し訳ありませんが御退室ください。
(16:38)

報告第31号 令和元年度教育費補正予算について

(非公開案件です。)

教議第56号 臨時代理の承認について(令和2年度教育費予算)

(非公開案件です。)

教育長 以上で定例会を閉会します。
(17:17)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 佐々木 元)

(委 員 小 谷 眞喜子)

(令和元年12月20日定例会)